

アルコール検知器の必要性

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

法改正により、緑ナンバー車両以外の運転前にもアルコール検知器によるチェックが義務化されます。

令和4年4月1日施行

- ・運転前後のドライバーの状態を目視等で確認して酒気帯びの有無を確認すること
- ・酒気帯びの有無について記録し記録を1年間保存すること

令和4年10月1日施行

- ・ドライバーの酒気帯び有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
- ・正常に機能するアルコール検知器を常備すること

運送業



タクシー会社



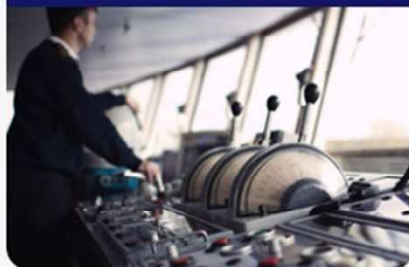
鉄道業界



官公庁（警察・消防など）



船舶業界



病院



土木・建設・工場



その他

